

## 「上越野菜」認証表示要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、「上越野菜」振興協議会が認定した「上越野菜」の認証ロゴマーク等の表示に関する事務に必要な事項を定めるものとする。

### (対象農産物等)

第2条 表示の対象となるのは「上越野菜」または「上越野菜」を原材料とする加工品や「上越野菜」を使用する飲食店等の広告媒体等とする。

なお、「上越野菜」は別紙1のとおりである。

### (認証ロゴマーク等の申請)

第3条 認証ロゴマーク等を利用しようとする者（以下「申請者」とする。）は、別紙様式第1号-1または別紙様式第1号-2を会長に提出するものとする。

2 認証表示をすることができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 「上越野菜」を生産している者。
- (2) 「上越野菜」を原材料とする加工品を製造・販売している者。
- (3) 「上越野菜」を流通・販売している者。
- (4) 「上越野菜」を提供する飲食店等。
- (5) 「上越野菜」の振興に協力する者。

3 JAえちご上越及び出荷組合等の代表者は「上越野菜」を生産している者に代わり、代理申請することができるものとする。

### (認証ロゴマーク等の申請の省略について)

第4条 前条の規定にかかわらず、ロゴマーク等の利用が次の各号に該当する場合には、申請の手続きを省略することができる。

- (1) 「上越野菜」振興協議会の会員が使用する場合
- (2) 県、市の機関が使用する場合
- (3) テレビ若しくはインターネット上又は新聞若しくは紙面等の制作者が、放送又は記事に使用する場合

### (表示方法)

第5条 認証ロゴマーク等は、別紙2のとおり表示する。

2 認証マークは別紙1の「上越野菜」の宣伝であれば、あらゆる広告媒体に使用することができるものとする。

(表示の中止)

第6条 会長は、認証ロゴマーク等の表示が不適正であると認めるときは、その表示の中止、又は改善のための必要な指導を行うことができるものとする。

(生産者等の責務)

第7条 認証表示する生産者、小売店、加工業者、飲食店等は積極的に「上越野菜」振興のためPRするとともに、表示販売先等の記録に努めること。

(実績報告)

第8条 認証表示した生産者、小売店、加工業者、飲食店等は、その実績を会長に報告しなければならない

2 認証表示実績報告書は別紙様式第2号-1または別紙様式第2号-2によるものとし、各々の品目ごとに行うものとする。

3 認証表示実績報告書は毎年度末までに会長に提出するものとする。

附則

この要領は、平成22年3月10日から施行する。

この要領は、平成28年6月6日から施行する。